

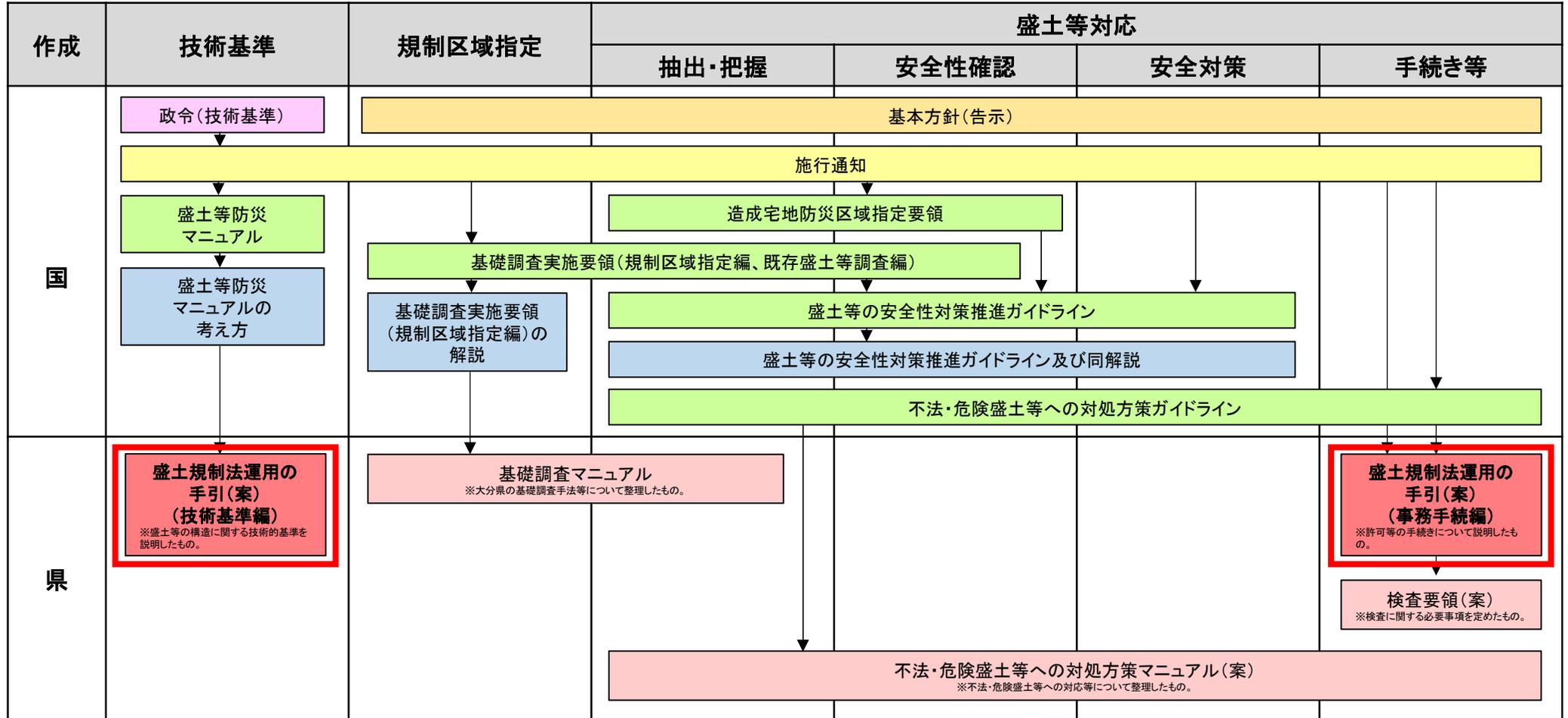
盛土規制法に関するガイドライン等の全体像

【1】 要旨

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和5年5月26日から施行されました。

県では、盛土規制法の適切な運用を行うための審査基準及び標準処理期間等を定めた「盛土規制法運用の手引（案）」を作成しました。

【2】 ガイドライン等の全体像



【凡例】 政令 告示 通知 通知別添 解説書等 県作成

【3】 規制区域指定予定日

令和7年5月1日 ※旧法の経過措置期間が終了する令和7年5月までに、全市町村において規制区域を指定し、盛土規制法の規制運用を開始します。